

告 示

埼玉県告示第四百五十五号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

病院		撤回日
名称	所在地	
埼玉県厚生農業協同組合 連合会久喜総合病院	一 埼玉県久喜市上早見四百十八番	平成二十八年三月三十一日